|  |
| --- |
| 令和元年度大阪府ハートフル企業顕彰　募集要項概　要 |

１　募集期間　：　令和元年６月１４日（金）～同年７月１２日（金）

２　応募要件（主なもの）

　◇　大阪府内に事務所または事業所を設置していること。

ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条第６項に規定する特殊法

人及び第４４条第１項に規定する特例子会社で大阪府が出資する者は除く。

　◇　活動や取組が、以下のいずれかの表彰区分に該当すると認められること。

　　ア　ハートフル企業大賞

障がい者の雇用の促進に貢献した功績が顕著である。

イ　ハートフル企業チャレンジ応援賞

障がい者雇用の促進に関し先進的又は独自性に優れた取組を行っている。

ウ　ハートフル企業教育貢献賞

障がいがある生徒の職場実習の受入れや雇用等、支援学校等に対して職業教

　　　育に関する貢献が著しい。

３　評価

　（１）評価の方法

　　　①「定量的評価項目」の合計点数の上位５者を選定。

②上記５者について、「定性的評価の視点」を総合的に評価して順位を付け、

順位に応じて配点（個々の取組ごとの評価は行わない。）。

＜配点：ハートフル企業大賞、ハートフル企業教育貢献賞＞

　　　１位…30点、２位…20点、３位…15点、４位…10点、５位…5点

＜配点：ハートフル企業チャレンジ応援賞＞

　　　１位…70点、２位…45点、３位…35点、４位…20点、５位…10点

③「定量的評価」と「定性的評価」の合計点で、受賞候補企業及び次点企業を

決定。

　（２）評価基準

◇ハートフル企業大賞（表彰数：１者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 定量的評価（主なもの） | 定性的評価の視点（主なもの） |
| 雇用状況・地域への貢献状況（１００点） | ・「平成30年６月１日現在」の障がい者雇用数・「令和元年５月31日現在」の障がい者平均雇用継続期間・「平成30年４月１日から同31年３月31日」の障がい者の職場実習や障がい者雇用関連機関等の見学の受入れ数・障がい者の就労施設への発注・物品購入状況　　　（７０点） | ・職場環境の整備・作業環境面の整備・業務管理面の整備・人的サポート体制等・関係機関との連携状況・地域社会への貢献に資する取組　（３０点） |

　◇ハートフル企業チャレンジ応援賞（表彰数：２者以下）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 定量的評価 | 定性的評価の視点（主なもの） |
| 障がい者雇用に関する独自の取組状況（１００点） | ・大賞と同じ項目を評価し、その点数に30／70を乗じて得た点とする（小数点以下は四捨五入）。（３０点） | ・障がいのある方の採用にかかる取組（受入れ環境整備にかかる取組）・障がいのある従業員の職場定着にかかる取組（サポート体制や業務管理他）・障がいのある従業員のキャリアアップ（能力開発）にかかる取組・障がい特性の理解の促進や地域コミュニティとの連携などの取組　　　　（７０点） |

　◇ハートフル企業教育貢献賞（表彰数：２者以下）

　　・支援学校等とは、支援学校、高等支援学校、知的障がい生徒自立支援コースや共生

推進教室のある学校をいう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 定量的評価項目（主なもの） | 定性的評価の視点（主なもの） |
| 職業教育への貢献状況（１００点） | ・障がいのある生徒（支援学校等の生徒）の職場実習受入れ数・支援学校等生徒の職場実習受入れのべ日数（７０点） | ・支援学校等の生徒の職場実習受入れ方法・校内作業実習に対する支援方法・卒業生の採用や職場定着に向けた支援学校等との連携状況（３０点） |

※特例子会社等については、障がい者雇用数に関する評価項目の配点は、特例子会社等

以外の応募者の平均点（小数点以下四捨五入）とする。